

令和2年8月4日

旅館業営業者様  
(電子メール受信申請事業者)

岐阜県健康福祉部生活衛生課長

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る  
保健所等への連絡について

このことについて、今後、都道府県をまたぐ旅行客の増加を見据え、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、あらかじめ、最寄りの保健所及び帰国者・接触者相談センターの休日や夜間などの連絡先や受付時間をご確認いただくとともに、休日や夜間に連絡が必要になった場合には、時間に応じて、受付可能な保健所及び帰国者・接触者相談センターへ連絡いただくようお願いいたします。

なお、各自治体の保健所及び帰国者・接触者相談センターの連絡先及び受付時間は、以下URL（厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」）に掲載されています。

また、県公式ホームページにおいて情報提供しておりますので、各事業者におかれましては、積極的に情報収集に努めていただきますようお願いいたします。

<厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」>

アドレス：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

<県公式ホームページ>

岐阜県 新型コロナ

検索

アドレス：[https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata\\_corona.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.html)

記

- ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないよう要請すること。